

広告等に関する自主規制基準の一部改正についてのパブリックコメント募集の結果について

平成 26 年 6 月 4 日  
一般社団法人 金融先物取引業協会

本協会では、「広告等に関する自主規制基準の一部改正（案）」につきまして、平成 26 年 4 月 14 日から平成 26 年 5 月 2 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

その間に寄せられた意見（2 件）及び意見に対する考え方は以下のとおりです。ご意見まことにありがとうございました。ご意見については今後の活動の参考とさせていただきます。

なお、本件については、本日付けで当初案のとおり改正することといたしました。施行については、平成 26 年 9 月 1 日となります。

項番	意見	考え方
1	<p>外国為替証拠金取引に関するキャンペーンを行う際に留意すべき事項を纏めたガイドラインを制定すべきと考える。</p> <p>具体的には各協会が行っている「口座開設キャンペーン」など取引価格が算出できない場合の景品類の考え方、又は取引価額の算出方法等を明確に規定していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、検討を行うこととしたいと存じます。</p>
2	<p>・特定コンテンツに対するタイアップアフィリエイト広告の禁止または規制強化 →会員が各ブログコンテンツとタイアップを結ぶタイアップアフィリエイトは当初から問題、苦情が多発しておりその原因が「詐欺的な勧誘内容コンテンツ」の氾濫や「成果報酬が高額」なことにあります。</p> <p>タイアップになると通常よりも成果報酬が高額に跳ね上がり、表現・内容に問題があるコンテンツでもランキングサイトで上位の人気ブログになればノーチェックでタイアップされます。</p> <p>コンテンツ側もランキングを上位に上げタイアップされ易いように、取引履歴画像の捏造、投資判断を誤解させるような表記違法・詐欺的行為など内容が過度になっているのが現状であり、投資者に対しても有効な判断材料になっていません。</p>	<p>本協会の自主規制の枠組みとしては、本協会は会員の金融先物取引業務に関する自主規制ルールを定め、各会員はこれらの自主規制ルール及び関連法令等を遵守する内部管理態勢を整備し、本協会は会員のこれらの内部管理態勢の整備状況等について監査等を実施し、本協会は違反事例に対しては改善指導を行うとともに内容の重度・影響範囲等を検討のうえ厳正な処分等を行い再発防止に努める、こととしております。</p> <p>アフィリエイト広告に対しては「アフィリエイト広告利用に関するガイドライン」において、会員が自社バナーを貼るウェブサイト（コンテンツ）の内容について確認を行うこと、また不適切な内容が認められた場合にはアフィリエイトに対して修正又は削除を求めること、改善がなされない場合は当該アフィリエイト</p>

以上の事から不適切コンテンツとは一線を画すためにも、タイアップ広告の禁止もしくは報酬の上限を大幅に規制するべきだと思います。

・定期的な事後チェックの遵守を徹底

→会員は広告を提供するときにコンテンツの事前チェックしか行っておらず、ガイドラインに明記されている事後チェックは一切行われていないのが現状です。

これは、後にコンテンツが禁止行為などにより広告掲載が不適切に変わっても黙認している状態であり、一度チェックを通れば、後は第三者による情報提供しか問題を発覚することができない為、定期的な事後チェックの遵守を強化するべきだと思います。

・違反会員に対する是正勧告・罰則の策定

→以前、第5条（禁止行為）に該当する違法コンテンツに対して会員及び本協会に違反行為である旨の報告をしたが一部会員は未だに広告掲載を続けており、指針・ガイドライン、コンプライアンスが形骸化しています。

これは罰則規定などが無いために自主規制が有効に機能していないのではないのでしょうか。

・広告仲介業者（ASP）の本協会への入会義務化

→コンテンツと会員との間にASPが入ると第5条（禁止行為）に触れたときに責任の所在がはっきりしていません。

会員とASPにガイドライン違反をしているコンテンツについて問い合わせをしたとき会員の回答は「ASPに事実確認をしています」との返答で、ASPの回答は「会員の求めに応じて仲介を行っているだけ」と返答され、たらい回しをされました。

これは直接本協会の規制が及ばないASPが入ることで責任を曖昧にしているのではないかと思います。

との契約を解除するなどの適切な対応を行うことを求めています。

加えてランディングページには「ご覧いただいていたウェブサイトは当社が作成したものではありません」旨等を明記し、閲覧者の誤認を防止することとしています。

なお、「自社のバナー広告等を添付するウェブサイト」を「コンテンツ」という旨明記しております。

協会監査等においては、会員が行う事前審査又は事後チェックの管理状況を確認し、不十分な状況が見られれば改善するよう指導しています。

協会からの指導に対して是正が認められない、又は繰り返し不適切な内容がみられる等、協会規則等に違反していると判断される場合には、相応の対応を検討することとなります。

また個別事案については必要に応じて当該会員に対して調査等を行い、不適切な内容や不法な行為を排除するよう適宜指導しているところです。

なお、情報提供については、従前より本協会HPにて「問い合わせ」を受け付けております。

	<p>・ 広告審査体制の強化 →第6条から第9条の社内管理体制の整備は、会員だけに広告審査担当者を設けさせても隠蔽・改竄をされては意味を成しません。 2重、3重のチェックができるよう本協会にも広告審査担当者と情報提供窓口を設け、相互チェックできるようにするべきだと思います。</p> <p>・ 各条の文言に「コンテンツ」の追加または新設（特に第5条、禁止事項） →詐欺、金商法違反など明確な違法行為をしているコンテンツに対しても広告掲載をしている事例が多数見られこれらコンテンツに広告を掲載するのは投資者保護の観点からも健全であるとはいえません。 「コンテンツ」の文言を盛り込むことで、規制の範囲を明確化させるべきだと思います。</p>	
--	--	--

以上

本件に関するお問い合わせ

総務部

03-5280-0881